

山形県医師会 団体医師賠償責任保険のご案内

団体割引20%適用

医師賠償責任保険

- ・ 基本契約概要
- ・ 医療施設特約の追加オプション
 - 勤務医師包括担保追加条項（包括契約）
 - 傷害担保追加条項
 - 人格権侵害担保追加条項
 - 傷害見舞費用担保追加条項
 - 借家人賠償責任担保追加条項
 - 情報メディア担保追加条項

併売商品

- 医療機関用サイバー保険
- 看護職賠償責任保険（包括契約）
- 医療従事者賠償責任保険（包括契約）
- 医療廃棄物排出者責任保険
- 雇用慣行賠償責任保険
- 医療機関受託者賠償責任保険

保 険 期 間	令和2年2月1日午後4時 から 1年間
募 集 期 間	令和元年12月27日(金)まで （随時中途加入可能）

— 目 次 —

医師賠償責任保険の概要	1
医師賠償責任保険のお引受けフロー図	6
診療所契約の保険料（1タイプ）	7
診療所契約の保険料（2タイプ）	8
病院契約の保険料（3タイプ）	9
病院契約の保険料（4タイプ）	10
廃業後契約（損害賠償請求期間延長担保追加条項）	11
刑事弁護士費用担保追加条項	12
勤務医師包括担保追加条項（包括契約）	14
傷害担保追加条項（同時セット：特定感染症危険担保追加条項）	15
人格権侵害担保追加条項	17
傷害見舞費用担保追加条項	18
借家人賠償責任担保追加条項	19
情報メディア担保追加条項	20
医療機関用サイバー保険	21
看護職賠償責任保険（包括契約）	28
医療従事者賠償責任保険（包括契約）	30
医療廃棄物排出者責任保険	32
雇用慣行賠償責任保険	34
医療機関受託者賠償責任保険	36

医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は医師特約条項と医療施設特約条項をセットした、医師・歯科医師の皆さまのための保険です。

◆ 医師特約条項の概要

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に患者またはその遺族により損害賠償請求がなされた場合、患者またはその遺族に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◆ 医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生した場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。
※賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

● この保険にご加入いただく方は・・・

以下のいずれかの方となります。

< 1 > 医療施設の開設者の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方（医療事故が発生した場合に、被害を受けられた患者に対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方となります。）

なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

ただし、介護医療院については、転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合にかぎり、その医療施設とセットでの加入となります。

< 2 > 勤務医師の方

一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。



● 被保険者（保険の補償を受けられる方）は・・・

< 1 > 医療施設の開設者の方がご加入の場合

被保険者は開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師（管理者、勤務医師等）、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。

< 2 > 勤務医師の方がご加入の場合

被保険者は一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方となります。

● お支払いする保険金

< 1 > 医師特約条項

①法律上の損害賠償金（治療費、休業損害、慰謝料など）

②争訟費用等（損保ジャパン日本興亜の事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

< 2 > 医療施設特約条項

①法律上の損害賠償金

・身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損失、慰謝料など

・財物賠償事故の場合・・・修理費、再調達費など（※）

（※）修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

②争訟費用等（損保ジャパン日本興亜の事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

● 保険金をお支払いする主な事故例



医師特約

手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



医師特約

診断を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。



医療施設特約

診療所の床が滑りやすくなってしまったために、来訪者が転倒し、ケガをした。



医療施設特約

院内で提供した食事が原因で食中毒が発生した。

● 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

< 1 > 賠償責任保険共通の免責事由

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これに類似の事変または暴動によって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害によって生じた賠償責任
- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族の方に対する賠償責任
- ⑥ 他人から賃借したり、預かっている財物の損傷事故
- ⑦ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑧ 被保険者と被保険者以外の第三者との間に損害賠償に関する特別の約定があり、その約定によって加重された賠償責任 など

< 2 > 医師特約に関する免責事由

- ① 医療施設（設備を含みます。）、航空機、車両、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 海外での事故の場合
- ③ 美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ④ 医療の結果を保証することによって加重された責任
- ⑤ 名誉き損または秘密漏えいに起因して生じた賠償責任
- ⑥ 免許を有しない者が行った医療に起因して生じた賠償責任 など

< 3 > 医療施設特約に関する免責事由

- ① 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、自動車（原動機付自転車も含みます。）または医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有・使用または管理に起因する賠償責任
- ③ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任（放射線照射は、医療放射線を除きます。）
- ④ 石綿または石綿を含む製品の有害な特性物質に起因する賠償責任
- ⑤ 汚染物質の排出等に起因する賠償責任（公共水域以外への急激かつ偶然な排出等を除きます。） など

● 保険期間

1 年間となります。

※ 医師特約については、医療事故に起因して、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象となります（損害賠償請求ベース）。一方、医療施設特約については、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象となります（事故発生ベース）。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。

ただし、初年度契約締結前（その保険契約を最初にご契約になったときより前）に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いすることができません。

● 保険適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎりです。

● 勤務医師・看護師等に対する求償について

この保険において損保ジャパン日本興亜は、医療施設の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いする場合、勤務医師や看護師等の医療従事者の方が賠償責任保険に加入しているときにかぎり、責任割合相当分について、その医療従事者の方に対する求償権を行使する場合があります。

● 勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項オプション）のご案内

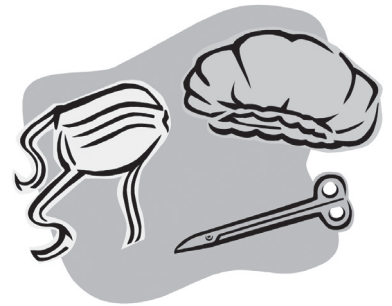
ご加入医療施設の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、無記名で包括的にカバーする追加条項です。

この追加条項を医療施設がご加入の医師特約と合わせてご加入になることにより、医療施設の開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者である医師の方個人を被保険者とすることができます。

※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパン日本興亜は勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この追加条項は保険証券記載の医療施設の使用人以外の方が、その医療施設で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療施設において常時備えつけられておくことが必要となります。

※加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。



● 損害賠償請求期間延長担保追加条項のご案内

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。（被保険者が死亡された場合、相続人からその旨をご通知いただくことにより相続人を被保険者としてみなすことができます。ただし、死亡被保険者に関わる損害賠償請求を受けた場合にかぎりません。）解約の場合は解約のお手続き時に、ご契約を継続されない場合は満期時に合わせてご加入になれます。ご加入にあたっては所定のお申し込み手続きのほか、追加保険料が必要となります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ポイント●

医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

（保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパン日本興亜に書面にてご通知いただいている場合にはそのかぎりではありません。下記「解約時のご注意点」をご参照ください。）

医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する場合が多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパン日本興亜で医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。）

● 優良割引・損害率対応割増制度について

この保険では、病院、介護老人保健施設、介護医療院の開設者の方がご加入になるご契約の場合、過去の事故実績に応じて割増引が適用されることがあります。

◆ 優良割引制度

<適用の対象となる条件と割引率>

以下のすべてを満たすご契約に対して20%の割引を適用します。(注)

- ①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。
- ②ご契約病床数が100床以上であること。
(介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。)
- ③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の支払保険金がないこと。

(注)・成績計算期間につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

- ・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。
- ・病床数100床未満の病院は対象となりません。
- ・成績計算期間中にご契約の実績があること、割引適用時点でご契約後1年以上経過していることが適用の条件となります。
- ・優良割引の適用可否については毎年契約更改時に見直しを行います。
- ・保険金のお支払いがある場合は、優良割引の対象外となりますのでご注意ください。

◆ 損害率対応割増（デメリット割増）制度

<適用の対象となる条件>

以下のすべてを満たすご契約に対して適用します。(注)

- ①病院、介護老人保健施設または介護医療院のご契約であること。
- ②ご契約病床数が100床以上であること。
(介護老人保健施設の場合、定員数が100名以上であること、また、介護医療院で転換元となる医療施設と同一敷地内に開設された場合、その医療施設の病床数と介護医療院の定員数の合計が100以上であることをいいます。)
- ③集計の対象となる過去5年間の成績計算期間中の損害率が100%以上であること。

(注)・成績計算期間および損害率につきましては、下記「損害率の算出」をご参照ください。

- ・病床数は、成績計算期間の末日における対象の医療施設の全契約病床数とします。
- ・病床数100床未満の病院は対象となりません。
- ・割増率については毎年契約更改時に見直しを行います。

個々のご契約に対して適用される実際の割増引率については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◆ 損害率の算出

<成績計算期間>

損害率（過去の事故実績）の計算を行う集計期間をいい、期間は5年間となります。

※成績期間（5年間）の起算日はご契約の保険始期により異なります。

<損害率の算出式>

過去5年間の（累計）お支払金額（注1）÷ 過去5年間の累計保険料（注2）

(注1)対象の病院の医師特約（勤務医師包括担保追加条項も対象になります。）・医療施設特約につき、お支払金額を合算して計算します。ただし、2018年10月1日以降に支払われた医療施設特約のお支払金額は合算対象としません。また、医療施設特約にセットする追加条項にかかわるお支払金額についても合算対象としません。

(注2)対象の病院の医師特約（勤務医師包括担保追加条項も対象になります。）・医療施設特約につき、保険料を合算して計算します。ただし、2018年10月1日以降の医療施設特約の保険料は合算対象としません。また、医療施設特約にセットする追加条項にかかわる保険料についても合算対象としません。
なお、成績計算期間中に割増および優良割引が適用されている病院については、割増引前の保険料を計算の基準として適用します。

割増引適用に関する詳細については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご加入方法…

< 1 > 加入手続き

同封の加入依頼書にご署名・ご捺印のうえ、ご返送ください。なお、すでにご加入の方で前年と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書のご提出は不要です。

継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更してご加入される場合は、その内容を記載した加入依頼書のご提出をお願いします。

< 2 > 申込書送付先

有限会社カスミ山形
〒990-2473
山形市松栄1-6-73
TEL: 023-647-7667

< 3 > 申込締切日

令和元年12月27日(金)

< 4 > 保険期間

令和2年2月1日午後4時から1年間

中途加入の詳細については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

この保険期間内に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。

初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

< 5 > 保険料のお支払方法

診療所契約 ご指定の銀行口座から、令和2年1月に引落としとなります。

病院契約 お申込受領後、山形県医師会協同組合から連絡しますので、ご送金ください。

【加入資格】

本契約は一般社団法人山形県医師会を契約者とする団体契約ですので、ご加入にあたっては開設者あるいは管理者の先生が一般社団法人山形県医師会の会員であることが必要です。なお、開設の届出施設ごとにご加入の手続きが必要となります。

個人情報の取扱いについて…

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

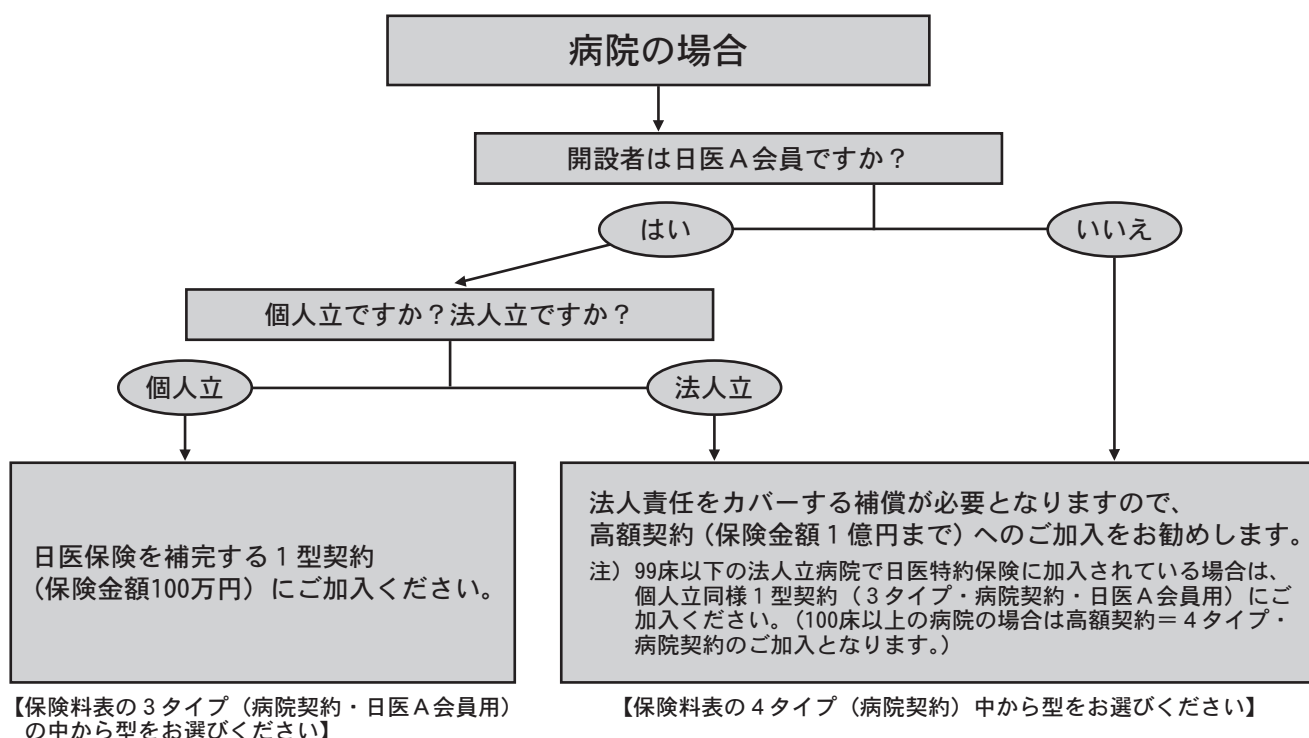
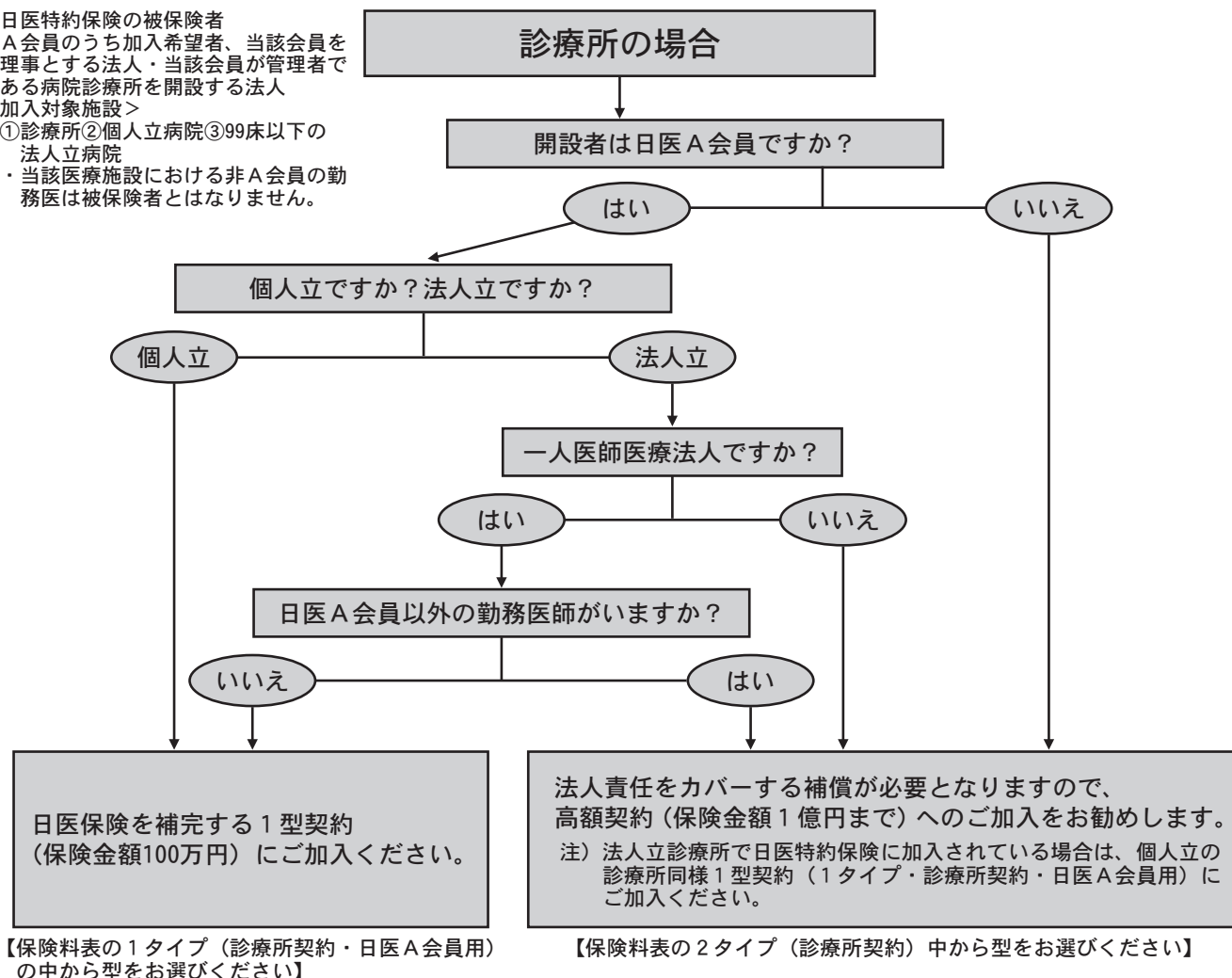
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

医師賠償責任保険のお引受けフロー図

※日医特約保険制度（日医保険制度とは異なります。）

日医保険制度の上乗せ補償である日医A会員のための任意加入制度。
（法人固有の責任についても補償されます。）

- ・日医特約保険の被保険者
A会員のうち加入希望者、当該会員を
理事とする法人・当該会員が管理者で
ある病院診療所を開設する法人
- <加入対象施設>
①診療所②個人立病院③99床以下の
法人立病院
- ・当該医療施設における非A会員の勤
務医は被保険者とはなりません。



診療所契約の保険料（1タイプ）

（保険期間 1 年間、一時払、団体割引20％）

1タイプ

診療所契約（日医A会員用）

日医保険の自己負担額（免責金額）に相当する100万円が医師特約の保険金額となります。

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

< 1 > 個人診療所で開設者がA①会員の場合

< 2 > 一人医師医療法人の診療所で、常勤・非常勤を問わず
医師全員が日医A①・A②会員の場合

型		保険金額					保険料 1 診療所 1 年間あたり
医師特約	医療施設特約	医師特約 (医療上の事故)		医療施設特約 (建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故)			
		1 事故	年間限度	対人 1 名 につき	対人 1 事故 につき	対物 1 事故 につき	
1	5	100万円	300万円	500万円	1, 000万円	50万円	6,336円
1	10			1, 000万円	2, 000万円	100万円	6,408円
1	30			3, 000万円	6, 000万円	300万円	6,568円
1	50			5, 000万円	1億円	500万円	6,696円
1	70			7, 000万円	1. 4億円	700万円	6,792円
1	100			1億円	2億円	1, 000万円	6,896円
1	200			2億円	4億円	2, 000万円	7,176円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

診療所契約の保険料（２タイプ）

（保険期間１年間、一時払、団体割引20％）

2タイプ

診療所契約

診療所の経営形態が次に該当する場合に選択ください。

< 1 > 法人診療所の場合

< 2 > 個人診療所で、開設者が日医A①会員ではない場合

< 3 > 一人医師医療法人の診療所で、常勤・非常勤医師の中に日医A①・A②
会員以外の医師がいる場合

型		保険金額					保険料	
医師特約	医療施設特約	医師特約 (医療上の事故)		医療施設特約 (建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故)			1 診療所 1 年間あたり	
		1 事故	年間限度	対人 1 名 につき	対人 1 事故 につき	対物 1 事故 につき	無床 診療所	有床 診療所
5	5	500万円	1,500万円	500万円	1,000万円	50万円	19,872円	22,880円
10	10	1,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	100万円	30,176円	34,760円
30	30	3,000万円	9,000万円	3,000万円	6,000万円	300万円	54,528円	62,824円
50	50	5,000万円	1.5億円	5,000万円	1億円	500万円	66,688円	76,840円
70	70	7,000万円	2.1億円	7,000万円	1.4億円	700万円	72,640円	83,688円
100	100	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円	80,176円	92,368円
200	200	2億円	6億円	2億円	4億円	2,000万円	107,040円	123,320円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

病院契約の保険料（3タイプ）

※病院契約におけるベッド数は、原則、医療法施行規則第1条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

3タイプ

病院契約（日医A会員用）

日医保険の自己負担額（免責金額）に相当する100万円が医師特約の保険金額となります。

個人病院で、開設者が日医A①会員の場合

（保険期間1年間、一時払、団体割引20％）

型		保険金額					保険料 （1ベッドにつき・1年間あたり）					
医師特約	医療施設特約	医師特約 （医療上の事故）		医療施設特約 （建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故）			一般病床			療養 病床	精神 病床	結核・ その他
		1事故	年間 限度	対人1名 につき	対人1事故 につき	対物1事故 につき	99床以下	100床 ～ 199床	200床 ～ 299床			
1	5	100万円	300万円	500万円	3,000万円	50万円	1,424円	1,888円	2,408円	1,280円	203円	77円
1	10			1,000万円	6,000万円	100万円	1,464円	1,928円	2,448円	1,320円	267円	93円
1	30			3,000万円	1.8億円	300万円	1,560円	2,024円	2,544円	1,416円	411円	125円
1	50			5,000万円	3億円	500万円	1,608円	2,072円	2,592円	1,464円	475円	141円
1	70			7,000万円	4.2億円	700万円	1,640円	2,104円	2,624円	1,496円	531円	149円
1	100			1億円	6億円	1,000万円	1,680円	2,144円	2,664円	1,536円	587円	165円
1	200			2億円	12億円	2,000万円	1,736円	2,200円	2,720円	1,592円	747円	197円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率に変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

◆病院契約の保険料の算出方法

病院契約の保険料は以下の式により算出します。

無事故割引適用となる病院や、割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

病床区分別の
病床数

床 ×

1ベッド保険料

=

年間保険料

病院契約の保険料（４タイプ）

※病院契約におけるベッド数は、原則、医療法施行規則第１条にいう都道府県知事の許可病床数のことをいいます。

４タイプ

病院契約

個人病院で開設者が非日医Ａ会員・非医師または法人病院の場合

（保険期間１年間、一時払、団体割引20％）

型		保険金額					保険料 （１ベッドにつき・１年間あたり）							
医師特約	医療施設特約	医師特約 （医療上の事故）		医療施設特約 （建物・設備の使用管理上の事故 給食等に起因する事故）			一般病床					療養 病床	精神 病床	結核・ その他
		１事故	年間 限度	対人１名 につき	対人１事故 につき	対物１事故 につき	99床 以下	100床 ～ 199床	200床 ～ 299床	300床 ～ 499床	500床 ～			
5	5	500万円	1,500万円	500万円	3,000万円	50万円	4,072円	5,472円	5,648円	5,648円	5,712円	3,624円	257円	151円
10	10	1,000万円	3,000万円	1,000万円	6,000万円	100万円	6,176円	7,968円	8,064円	8,360円	8,672円	5,160円	363円	225円
30	30	3,000万円	9,000万円	3,000万円	1.8億円	300万円	9,760円	12,136円	14,568円	15,104円	15,664円	7,856円	607円	394円
50	50	5,000万円	1.5億円	5,000万円	3億円	500万円	10,800円	13,416円	17,800円	18,464円	19,152円	8,696円	721円	478円
70	70	7,000万円	2.1億円	7,000万円	4.2億円	700万円	11,568円	14,368円	19,384円	20,104円	20,848円	9,320円	801円	518円
100	100	1億円	3億円	1億円	6億円	1,000万円	12,712円	15,568円	21,072円	21,856円	22,680円	10,248円	888円	577円
200	200	2億円	6億円	2億円	12億円	2,000万円	16,075円	19,691円	26,673円	27,650円	28,711円	13,256円	1,146円	742円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

◆病院契約の保険料の算出方法

病院契約の保険料は以下の式により算出します。

無事故割引適用となる病院や、割増保険料の適用となる病院については別途ご案内します。

病床区分別の
病床数

床 ×

１ベッド保険料

=

年間保険料

廃業後契約 (損害賠償請求期間延長担保追加条項)

● 廃業後のリスクに対する備え

保険を継続しない場合や、廃業により保険契約を解約する場合には、損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットすることをお勧めします。この追加条項をセットいただくことにより、保険期間終了前に行った医療行為に起因して、保険期間終了後に損害賠償請求を受けた場合について、保険期間終了後5年もしくは10年にかぎり補償の対象とすることができます。医師特約は、保険期間中に医師等の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。したがって保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合などに、廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象とすることができません。

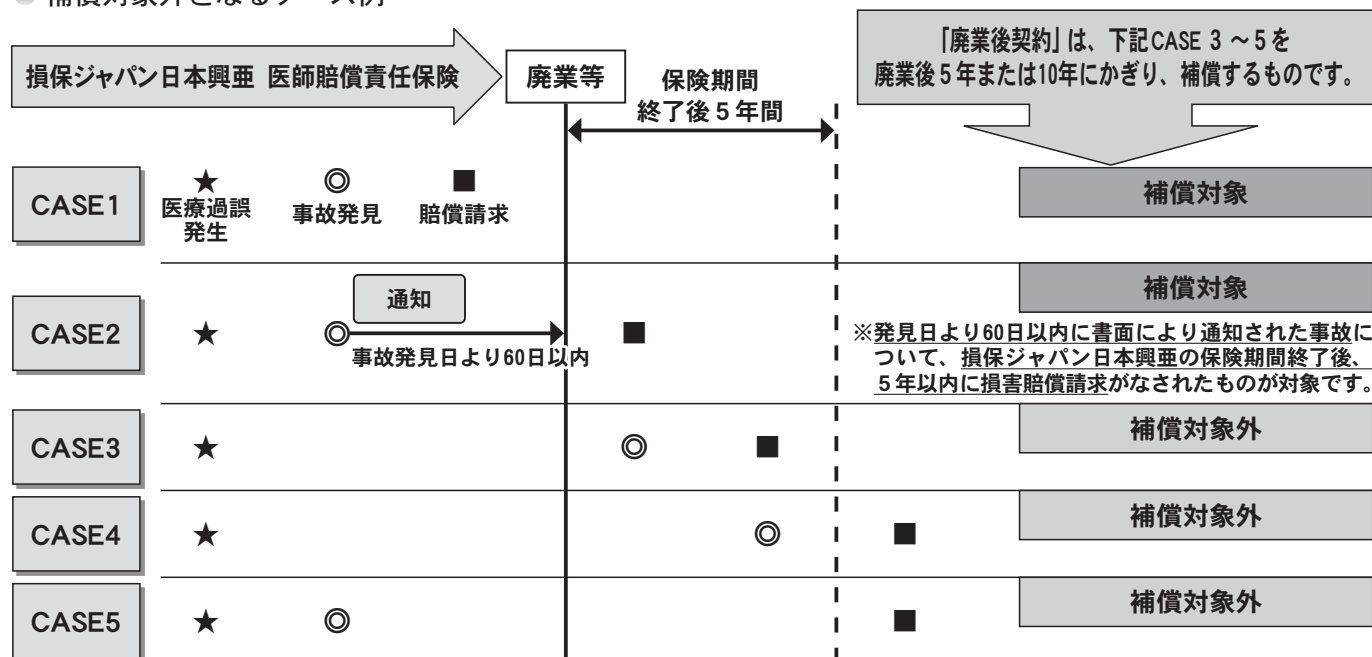
医療過誤による事故の場合、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要することが多く、保険期間終了前に行った医療行為に起因する賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。

保険契約を継続されない場合や、廃業により保険契約を解約される場合には、保険期間終了後の賠償請求に備え、ご加入をご検討ください。

● 解約時のご注意点

損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパン日本興亜で医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。)

● 補償対象外となるケース例



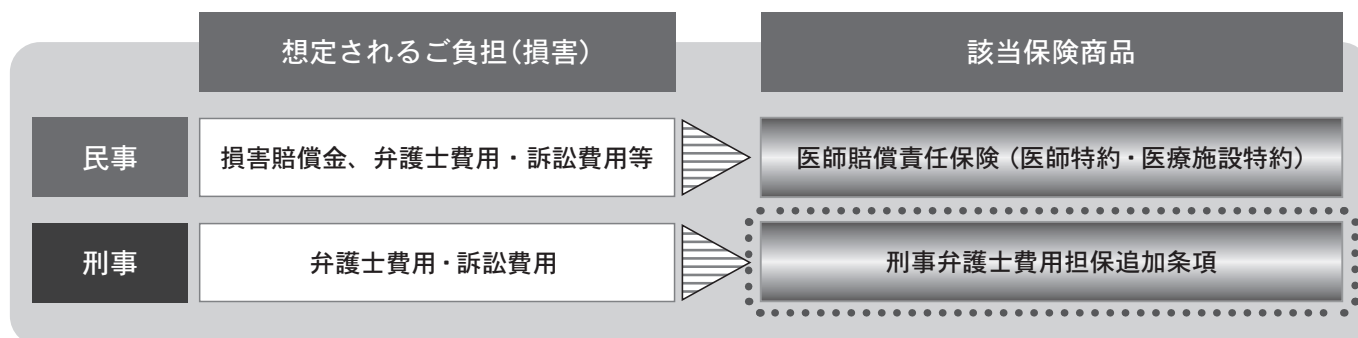
主な「診療所」契約の保険金額と保険料

契約の型	保険金額		保険料（一括払・団体割引20%）			
	医療上の事故（医師特約）		無床診療所		有床診療所	
	対人1事故につき	対人期間中	延長期間（5年間）	延長期間（10年間）	延長期間（5年間）	延長期間（10年間）
1	100万円	300万円	2,226円	2,707円	2,226円	2,707円
100	1億円	3億円	29,340円	35,683円	33,851円	41,170円
200	2億円	6億円	39,176円	47,646円	45,199円	54,972円

刑事弁護士費用担保追加条項

● 刑事弁護士費用担保追加条項（医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用）

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします（起訴後の費用を含みます。）。



◆ 刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額

保険期間（1年）を通じて500万円となります。
※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

刑事弁護士費用担保追加条項

◆刑事弁護士費用担保追加条項の概要の続き

保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金が支払われます。

（注）刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時（注1）
- ②裁判所が略式命令を発した時（注2）
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時（注3）

（注1）ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

（注2）ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

（注3）ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件
ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

ご加入方法

割増保険料なしで
自動セットされます

個人契約としてご加入の場合（被保険者＝個人）

医師賠償責任保険（医師特約条項）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。（※）一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。

病院契約としてご加入の場合（被保険者＝法人）

勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。

※勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項用）に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致死傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

勤務医師包括担保追加条項 (包括契約)

勤務医師包括担保追加条項 (医師特約条項用)

医療機関の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任部分を補償する保険です。
ただし、加入者証記載の医療施設の業務として行った医療行為が対象となります。

(保険期間1年間、一時払、団体割引20%)

型		1 型	5 型	10型	30型	50型	70型	100型	200型
保険金額	1 事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	10,000万円	20,000万円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	15,000万円	21,000万円	30,000万円	60,000万円
保険料	診療所 (1 診療所につき)		1,874円	5,684円	8,659円	15,692円	19,192円	23,057円	30,785円
	病院 (1 病床につき)	一般・療養病床 (介護医療院)	381円	1,156円	1,761円	3,190円	3,902円	4,687円	6,258円
		精神病床	94円	285円	434円	786円	962円	1,046円	1,155円
		結核・その他病床 (介護老人保健施設)	132円	400円	609円	1,103円	1,349円	1,468円	2,163円

ご加入医療機関の業務における勤務医師個人の賠償責任を、無記名で包括的に補償する契約です。

※このご契約にご加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任にご加入の場合であってもこの契約を優先して適用し、損保ジャパン日本興亜は勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。

※この契約は加入者証記載の医療機関の使用人以外の方が、その医療機関で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿（医師名簿）をご加入医療機関において常時備付けられておくことが必要となります。

※勤務医師包括契約の加入型（保険金額）はこの追加条項がセットされる主契約の医師特約の保険金額を上回らないものとします。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

● 傷害担保追加条項（同時セット：特定感染症危険担保追加条項）

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

（１）保険金をお支払いする場合

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害（※）を被った場合に、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金）をお支払いします。

（※）「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

○感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症、または三類感染症）を発病した場合（※）

（※）鳥インフルエンザ（H5N1およびH7N9型）は含まれますが、鳥インフルエンザ（H5N1およびH7N9以外の型）、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

（２）被保険者

①開設者

②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で保険証券記載の医療施設の業務に従事するもの

（３）お支払いする保険金の種類

（死亡保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

（後遺障害保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%～100%をお支払いします。

（入院保険金日額）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

（手術保険金）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（5倍・10倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術にかぎります。

（通院保険金日額）

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※前記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金（発病日からその日を含めて180日間限度）、通院保険金（発病日からその日を含めて180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

（４）保険金のお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨（原因のいかんを問わず）被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合

など

型	保 険 金 額			
D 1 型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円
D 2 型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円
D 3 型	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用
	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円

保険期間 1 年・一時払・団体割引20%

型		D 1 型	D 2 型	D 3 型
診療所契約 (1 診療所あたり)	一般診療所 (無床・有床)	111,984円	184,448円	269,376円
	一般病床・療養病床	14,096円	23,032円	33,592円
病院契約 (1 ベッドあたり)	精神病床	8,240円	13,584円	19,832円
	結核その他病床	6,920円	11,464円	16,760円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

● ご注意点

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、解除の条件や手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●人格権侵害担保追加条項

不当な拘束や、プライバシーの侵害等により、患者の人格権を侵害したことによって賠償責任が発生した場合に補償の対象となります。

(1) 保険金をお支払いする場合

以下の不当行為により被保険者である開設者の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

※お支払いする保険金は自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額となります。

- ・ 不当な身体拘束による自由の侵害、または名誉の侵害
- ・ 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉の侵害またはプライバシーの侵害

(2) 被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

(3) お支払いする保険金

- ・ 法律上の損害賠償金
- ・ 争訟費用等（損保ジャパン日本興亜の事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療に起因するもの
- ② 被保険者または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為
- ③ 被保険者による採用、雇用または解雇に起因して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為
- ④ 被保険者もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動

約定し損害てん補割合90%

保険期間1年・一時払・団体割引20%

型			A 1 型		A 2 型(医療施設特約100型以上)	
保険金額(自己負担額1,000円)			1名100万円	1事故・期間中200万円	1名1,000万円	1事故・期間中1億円
保険料	一般医院・診療所(1診療所あたり)		8円		18円	
	病院 1ベッドあたり	一般・療養病床	3円		7円	
		精神病床	5円		10円	
		結核・その他病床	2円		2円	

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

● 傷害見舞費用担保追加条項

医療施設において、医療施設利用者（入院患者を除きます。）が急激かつ偶然な外来の事故により身体障害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

（１）保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者が急激かつ偶然な外来の事故（※１）により身体に傷害（※２）を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

（※１）法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

（※２）「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師（被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。）の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎります。

（注）利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者（法人の場合は理事、取締役等）およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中の者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
- ・医療施設に入院中の者

（２）被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

（３）保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被傷者（利用者）の故意または重大な過失
- ④被傷者（利用者）の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤被傷者（利用者）が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥被傷者（利用者）の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑦被傷者（利用者）の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 など

型	C 1 型	保険金額
死亡・後遺障害見舞費用保険金（１名につき）		50万円
入院見舞費用保険金（１名につき）	入院期間が31日以上	10万円
	入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間が7日以内のとき	2万円
通院見舞費用保険金（１名につき）	通院日数が31日以上	5万円
	通院日数が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院日数が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院日数が7日以内のとき	1万円

保険期間1年・一時払・団体割引20%

C 1 型	診療所（１診療所あたり）	病院（１ベッドあたり）
保険料	1,724円	454円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

●借家人賠償責任担保追加条項

医療機関の開設者が借用する医療施設を、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任を補償します。

（１）保険金をお支払いする場合

開設者が借用する建物の戸室（医療施設）につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

（２）ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所）の開設者
※病院、介護老人保健施設は加入できません。

（３）被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所）の開設者

（４）お支払いする保険金

- ・法律上の損害賠償金
- ・争訟費用等（損保ジャパン日本興亜の事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

（５）保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ②借戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任
- ③屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任
- ④被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任 など

保険期間 1 年・一時払・団体割引20%

型	B 1 型	B 2 型	B 3 型
保険金額（自己負担額1,000円）	1,000万円	3,000万円	5,000万円
診療所契約保険料（1 診療所あたり）	3,600円	5,440円	8,640円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●情報メディア担保追加条項

医療施設内の情報メディアが、偶然な事故により損害を被った際に、その修繕費用や再取得費用などが補償される保険です。

(1) 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

- 偶然な事故により情報メディアに生じた損害
- 不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報（プログラム、ソフトウェアおよびデータ）のみに損害が発生し、損害が生じた情報の修復もしくは復旧、同種同等の情報の再作成もしくは再取得する場合

(2) 被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

(3) 保険の目的

被保険者が業務に使用するために医療施設内において所有する情報メディア

※情報メディアとは、以下のものをいいます。

- ① 情報機器で直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体
- ② ①に規定された記録媒体に記録されている情報

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ② 被保険者もしくは被保険者の使用人または被保険者と同じ世帯に属する親族の故意
- ③ 差し押さえ、没収等公権力の行使
- ④ 自然の消耗、さび・かび・変質その他類似の事由
- ⑤ 保険の目的の欠陥
- ⑥ 地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ⑦ 空気の乾燥、湿度・温度変化
- ⑧ 置忘れ、紛失、不注意による廃棄
- ⑨ 未完成・未発表のプログラム、ソフトウェアの使用
- ⑩ コンピューターウィルス
- ⑪ いわゆる「2000年問題」に起因するもの

など

保険期間 1 年・一時払・団体割引 20%

型	E 1 型	E 2 型	E 3 型
保険金額（自己負担額 2 万円）	100 万円	300 万円	500 万円
診療所契約・病院契約保険料（1 診療所／1 病院あたり）	4,384 円	13,152 円	21,920 円

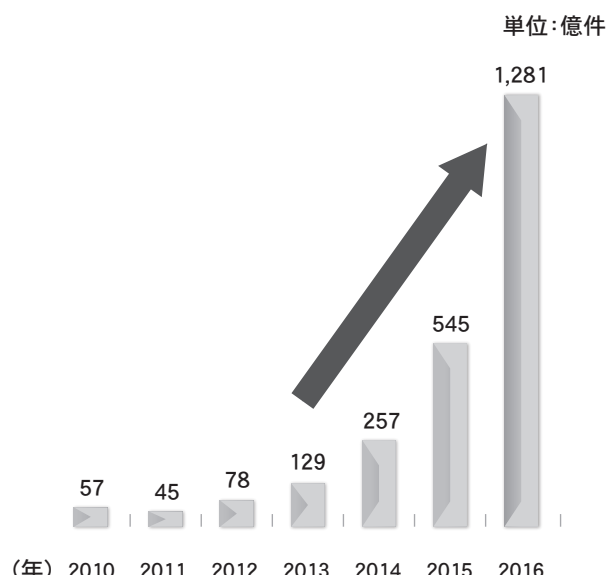
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

●医療機関用サイバー保険

1. サイバー攻撃は近年増加、高度化！

日本において検知されたサイバー攻撃の件数は急激に拡大しており、今後も増加していくものと考えられます。サイバー攻撃は、攻撃者の属性が、愉快犯から国家的活動まで多岐に渡り、攻撃手法も年々複雑化しています。また、サイバー攻撃は日々変化し、自社管理を徹底しても防ぎきることは困難な状況となっております。

【日本におけるサイバー攻撃の件数推移】



出典：国立研究開発法人情報通信研究機構：統計データ

【日本における組織向けサイバー攻撃の上位10位(2017)】

順位	内容	(参考) 2016年順位
1	標的型攻撃による情報流出	1
2	ランサムウェアによる被害	7
3	ウェブサービスからの個人情報の窃取	3
4	サービス妨害攻撃によるサービスの停止	4
5	内部不正による情報漏えいとそれに伴う業務停止	2
6	ウェブサイトの改ざん	5
7	ウェブサービスへの不正ログイン	9
8	IoT機器の脆弱性の顕在化	ランク外
9	攻撃のビジネス化	ランク外
10	インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用	8

出典：独立行政法人情報処理推進機構 情報セキュリティ10大脅威2017

2. 医療機関におけるサイバーリスクとは？

医療機関は、医療情報等のセンシティブな情報に加え、クレジットカード等の金融情報も存在するため、サイバー犯罪者の標的になりやすいと考えられます。特に、健康保険証の番号等、有効期限の定めのない個人情報や、変更が困難な個人情報は継続利用が可能なため狙われやすく、他の業種と比較してもサイバーリスクは高いと言えます。

医療機関におけるサイバー攻撃の被害例

①賠償責任を負担することによって生じる損害

- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、外部と不正な通信を行っていたことが判明。調査を行った結果、データベースに登録されている患者の個人情報に漏えいした可能性があり、一部の患者から損害賠償請求を受けた。
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染していたことを知らずに関係先へメールを送信したところ、関係先のサーバーに保管されているデータがすべて消去され、損害賠償請求を受けた。
- ・悪意ある第三者に自院のホームページが改ざんされており、そのページを閲覧した関係先もコンピュータウイルスに感染し、損害賠償請求を受けた。

②事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用

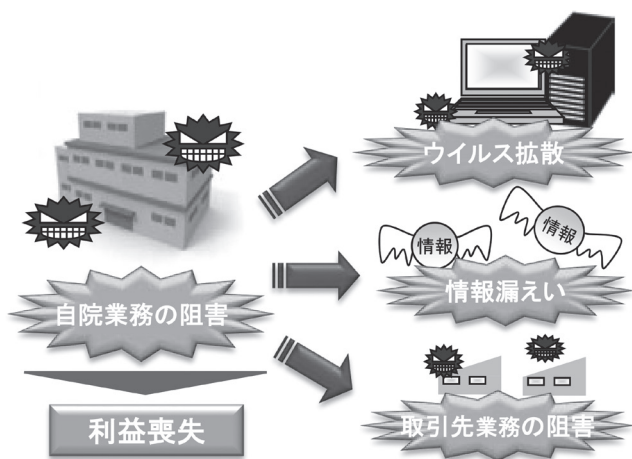
- ・システム管理委託会社より不正アクセスを検知したという通報を受け、原因究明や影響範囲を調査したが、作業が難航したため、調査専門会社にフォレンジック調査を依頼した。
- ・ランサムウェアにより、診療情報や調剤情報、会計情報、予約情報等が利用不能となり、被害状況の把握などを行うため、調査専門会社へ委託した。
- ・院内の端末がコンピュータウイルスに感染し、患者の個人情報数万人分が漏えいした可能性があったため、お詫びの品を購入して発送するとともに、患者からの問い合わせに対応するためコールセンターを設置した。

③利益損害・営業継続費用（オプション）

- ・サイバー攻撃を受け、院内のサーバーがダウンしたことで、医療行為の提供が困難な状況となり、業務を一部停止した。それに伴い、喪失利益が発生し、また、業務を継続させるために、従業員が超過勤務をした場合の超過勤務手当等の費用が発生した。

3. サイバー攻撃の被害例

サイバー攻撃を受けた場合、様々な対応が必要となるとともに、貴院は被害者であると同時に取引先や顧客に対する加害者となり、損害賠償請求を受ける可能性もあります。また、業務が阻害されることで喪失利益も発生します。



必要となる対応	
初動対応	■原因究明・影響範囲調査 ■被害拡大防止 など
事故対応	■記者会見・新聞社告 ■コールセンター設置 ■お詫び状送付 ■見舞金・賠償金支払い ■争訟対応 など
自院業務	■セキュリティ強化、修繕 ■データ復旧 ■情報漏えいモニタリング ■臨時雇入れ・超過勤務 ■利益の喪失 など

4. サイバー攻撃被害に伴う対応事例

サイバー攻撃を受けた場合には、各種対応のために様々な費用が発生します。加えて損害賠償金の支出や喪失利益が発生する可能性があります。

電子カルテのサーバに外部から不正アクセスの可能性があることが判明した。

主な対応事項	主な対応内容	損害額(例)
原因究明	外部の調査専門会社（セキュリティベンダー）に発生原因の究明と漏えいの可能性があるデータ範囲の特定を依頼するために、サーバ3台の調査を委託した。セキュリティベンダーの調査の結果、約3万人の患者の個人情報に対し、外部から不正にアクセスされた可能性があることが判明した。	約300万円
謝罪・広報対応	弁護士と相談のうえで、被害者への謝罪と報告文書送付、関係機関への報告、社外公表文書（WEB公表）等を作成した。	約50万円
	セキュリティベンダーによる調査結果から判断した外部に漏えいまたはそのおそれの可能性が高い約3万人に、漏えいの経緯の説明を兼ねたお詫び状を郵送した。	約150万円
	その後、お詫びの品を発送した（1人500円の商品券＋郵送料）。	約1,800万円
コールセンターの設置	外部に公表した時点で、既存の問い合わせ窓口では対応できなくなることを想定し、新たに専用の問い合わせ窓口を設置した。 (10ブース・2週間程度、5ブース・2週間程度)	約500万円
コンサルタント委託	危機管理コンサルタント（外部）の支援を受けながら、現状把握・今後の対応方針の検討等を行う対策会議（3回）を実施した。	約200万円

※上記費用は全て医療機関用団体サイバー保険の「事故対応特別費用」のお支払対象になります。



損害賠償	医療機関が保有する個人情報にはセンシティブな情報や金融情報等が含まれる可能性があるため、損害賠償額が高額になる可能性があります。
喪失利益 営業継続費用	感染したウイルス次第では復旧までに時間を要することとなり、その間営業を停止せざるを得なくなる可能性があります。また、営業を継続させるための緊急対応に追加費用が発生することもあります。

※上記費用は医療機関用団体サイバー保険の「損害賠償金」、「利益損害」および「営業継続費用」のお支払対象になります。

5. 『医療機関用団体サイバー保険』の補償内容

『医療機関用団体サイバー保険』は、医療機関が業務を遂行するために行うネットワークの所有、使用、管理、情報メディアの提供にあたり生じた偶然な事由または情報の漏えいもしくはそのおそれに起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(※)加入者証に記載された施設における医療業務または介護業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ (型)
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害	提起された損害賠償請求について、医療機関（被保険者）が負担する損害賠償金、争訟費用等	S タイプ T タイプ
イ. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用 (事故対応特別費用)	①損害賠償請求が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、医療機関（被保険者）が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の超過勤務手当て・臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、情報機器等修理費用、データ復旧費用、ウェブサイト復旧費用等 ②不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用等（注）	
ウ. 利益損害（オプション）	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関（被保険者）の利益損害	
エ. 営業継続費用（オプション）	ネットワークを構成するIT機器等が機能停止することによって生じた医療機関（被保険者）の営業継続費用	

(注)不正アクセス等のおそれが、次の①または②のいずれかによって発見された場合にかぎります。

- ①公的機関からの通報（不正アクセス等の被害の届出およびインシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人からの通報を含みます。）
- ②被保険者が所有、使用または管理するネットワークのセキュリティ運用管理を委託している会社等からの通報または報告

6. 『医療機関用団体サイバー保険』の特長

加入手続きの 簡素化	・簡単な告知書でご加入いただけます。 ・病院は病床数(ベッド数)、介護老人保健施設は定員数を基にした保険料体系です。また、一般医院・診療所および歯科医院・診療所は、それぞれ一律の保険料体系となります(告知書割引および団体割引の適用は可能です。)
団体専用の 保険料	団体制度ならではの割安な保険料でご加入いただけます。
充実した 付帯サービス	・万が一、当保険が適用となる事象が発生した場合には、保険金のお支払いだけでなく、原因究明や被害拡大に向けた対応をサポートします。 ・サイバーリスク診断サービスなど、セキュリティ対策に関するメニューをご利用いただけます(一部有料)。

7. 『医療機関用団体サイバー保険』の保険料例

< 1 > 病院の保険料（例） ※保険料は病床数および告知内容に基づいて算出します。

< 保険期間 1 年、団体割引20%、告知書割引なし、営業利益+経常費 1 億円、一括払の場合 >

タイプ	保険金額				自己負担額	病床数別・年間保険料（1 病床あたり）	
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		50床	100床
S 1	1,000万円	100万円	—	—	なし	105,830円	148,680円
S 2	3,000万円	300万円	—	—		188,550円	264,890円
S 3	5,000万円	500万円	—	—		261,500円	367,380円
S 4	1億円	1,000万円	—	—		410,490円	576,690円
S 5	2億円	2,000万円	—	—		562,050円	789,610円

タイプ	保険金額				自己負担額	病床数別・年間保険料（1 病床あたり）	
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		50床	100床
T 1	1,000万円	100万円	500万円	500万円	①・② なし	273,980円	316,830円
T 2	3,000万円	300万円	1,500万円	1,500万円		440,100円	516,440円
T 3	5,000万円	500万円	2,500万円	2,500万円	③・④ 1 事故 30万円	580,500円	686,380円
T 4	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円		867,490円	1,033,690円
T 5	2億円	2,000万円	1億円	1億円		1,284,050円	1,511,610円

< 3 > 一般医院・診療所（有床・無床）の保険料（例） ※保険料は告知内容に基づいて算出します。

< 保険期間 1 年、団体割引20%、告知書割引なし、営業利益+経常費 1 億円、一括払の場合 >

タイプ	保険金額				自己負担額	年間保険料 （1 施設あたり）
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		
S 1	1,000万円	100万円	—	—	なし	42,430円
S 2	3,000万円	300万円	—	—		54,070円
S 3	5,000万円	500万円	—	—		64,440円
S 4	1億円	1,000万円	—	—		80,710円
S 5	2億円	2,000万円	—	—		94,650円

タイプ	保険金額				自己負担額	年間保険料 （1 施設あたり）
	①損害賠償	②事故対応特別費用	③喪失利益	④営業継続費用		
T 1	1,000万円	100万円	500万円	500万円	①・② なし	210,580円
T 2	3,000万円	300万円	1,500万円	1,500万円		305,620円
T 3	5,000万円	500万円	2,500万円	2,500万円	③・④ 1 事故 30万円	383,440円
T 4	1億円	1,000万円	5,000万円	5,000万円		537,710円
T 5	2億円	2,000万円	1億円	1億円		816,650円

※保険金額とは、損害賠償の場合「1 損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1 事故保険金額」および「総保険金額」を、喪失利益および営業継続費用の場合「総保険金額」を指します。

※自己負担額は、損害賠償および事故対応特別費用は 0、喪失利益および営業継続費用は30万円とします。

※縮小支払割合は100%とします。

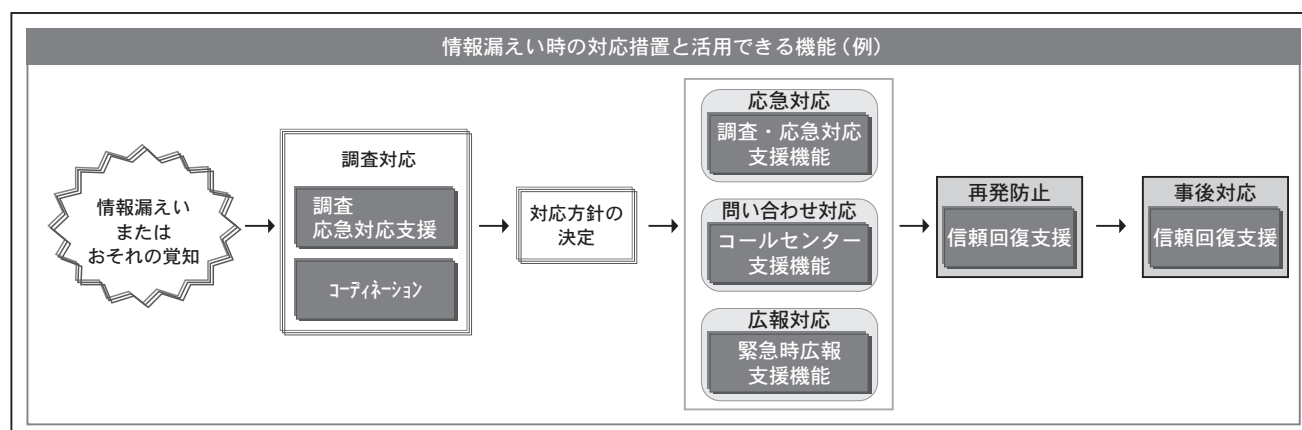
8. 付帯サービスの概要（SOMPO リスクマネジメント社提供）

（1）サイバーリスクにおける事前対策サービス

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・ プラスサービス	サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
②情報漏えい事故対応力診断 レポートサービス	近年増加するサイバー攻撃や内部不正による情報漏えいが万が一医療機関で発生した場合に求められる対応への取組状況について、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無料
③ ISO27001（ISMS）認証取得 コンサルティング	継続的な情報セキュリティ向上に取り組むための国際規格である ISO27001（ISMS）の認証取得に必要な体制構築、教育、内部監査などの各ステップを通じて認証取得をご支援します。	有料
④情報セキュリティ事故に係る 教育・訓練コンサルティング	過去のインシデント事例などを基にした訓練用のシナリオに沿って、システム部門がどのように事故を検知し、対応するかを考える机上訓練、仮想空間を用いて実際に行動する実機訓練の企画・実施をご支援します。 その他にも、標的型攻撃メールに対する予防訓練や各種専門領域に関する研修などのサービスも用意しています。	有料
⑤サイバー攻撃を想定した訓練・ 研修サービス	サイバーセキュリティ対応の実行性を確保・維持するために、①サイバー攻撃想定机上訓練、②サイバー攻撃想定実機訓練、③標的型攻撃メール対応訓練、④情報セキュリティ研修コースの4つのメニューを用意しています。	有料

（2）事故発生時のサービス（緊急時サポート総合サービス）

「医療機関用団体サイバー保険」にご加入いただくと、万が一、サイバー攻撃などによる情報漏えいによって、その事故の公表や患者への謝罪等の対応をしなければならない場合、損保ジャパン日本興亜グループのリスクコンサルティング会社である、SOMPO リスクマネジメント社を窓口として、「緊急時サポート総合サービス」のご利用が可能となり、ワンストップかつ総合的にサポートします。（ただし、日本国内における利用、かつ医療機関用団体サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にかぎりです。）。



<緊急時の各種サポート機能>

調査・応急対応支援機能	緊急時広報支援機能		コールセンター支援機能	信頼回復支援機能	ファイナンス機能
☐ 事故判定 ☐ 原因究明・影響範囲調査支援 ☐ 被害拡大防止アドバイス	☐ 記者会見実施支援 ☐ 報道発表資料のチェックや助言 ☐ 新聞社告支援	☐ SNS 炎上対応支援 ☐ WEBモニタリング・緊急通知（メール対応）	☐ コールセンター立上げ ☐ コールセンター運用 ☐ コールセンターのクロージング支援	☐ 再発防止策の実施状況について証明書を発行 ☐ 格付機関として結果公表を支援	☐ 事故受付＆緊急時サポート総合サービスの利用連絡 ☐ 医療機関用団体サイバー保険の保険金支払い
SOMPO リスクマネジメント社が、必要となる各種サポート機能の調整を行います。					損害保険ジャパン 日本興亜（株）

9. 保険金をお支払いできない主な場合

【損害賠償部分】

- ① 保険契約者、被保険者もしくは被保険者の法定代理人またはこれらの者の同居の親族の故意または重大な過失に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ② 記名被保険者の使用人等が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求。ただし、記名被保険者の使用人等が行った背任行為について、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ③ 記名被保険者の使用人等が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求。ただし、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。
- ④ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤に起因する損害賠償請求
- ⑤ 履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故によるネットワーク構成機器・設備の損壊またはネットワーク構成機器・設備の機能の停止
- ⑥ 他人の身体の障害、財物の損壊もしくは紛失または盗取もしくは詐欺されたことに起因する損害賠償請求
- ⑦ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求
- ⑧ 人工衛星（注4）の損壊（注3）または故障に起因する損害賠償請求
- ⑨ 保険証券記載の業務を除き、被保険者が開発または作成した情報メディアに起因する損害賠償請求
- ⑩ 特許権、商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求。ただし、著作権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑪ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還に起因する損害賠償請求
- ⑫ 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑬ 記名被保険者から記名被保険者の使用人等に対してなされた損害賠償請求
- ⑭ 直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑮ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑯ 次のアまたはイの事由に起因する損害賠償請求
ア. 日付および時刻を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないこと。
イ. アに掲げる問題に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理、請負その他これらに類する業務またはアに掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止もしくは中断
- ⑰ 直接であると間接であるとを問わず、記名被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑱ 株主代表訴訟等によってなされる損害賠償請求
- ⑲ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使に起因する損害賠償請求 など

【事故対応特別費用部分】

- ① 損害賠償部分で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為。
- ② 利用目的（注）の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ④ サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑤ 被保険者の個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等によりその違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の勧告、命令等がなされた場合において、その命令、勧告等がなされてから被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑥ 被保険者の役員に関する個人情報が漏えいしたこと。
- ⑦ 派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ⑧ 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたこと。
- ⑨ サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する企業情報の漏えいまたはそのおそれ など

（注）利用目的

被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的をいいます。

【利益損害・営業継続費用部分】

- ① 損害賠償部分で保険金を支払わない場合に該当する事由または行為
- ② 被保険者の構外にある他人に貸与されているネットワーク構成機器・設備の損害または損壊
- ③ 被保険者に対する電気、ガス、水道もしくは工業用水道の供給の中断または阻害
- ④ 保険契約者または被保険者の法令違反
- ⑤ 労働争議
- ⑥ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑦ ネットワーク構成機器・設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ⑧ ネットワーク構成機器・設備の操作者または監督者等の不在
- ⑨ 脅迫行為
- ⑩ ファイアウォールを通過せずに行われた不正アクセス
- ⑪ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ⑫ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑬ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること など

10. ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は全世界となります。

●保険料算出の基礎となる病床数、施設定員数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認ください。相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申込み日から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。
(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●看護職賠償責任保険（包括契約）

看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

（１）保険の概要

看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務（保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務）に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

- ※１． 保険金お支払対象の事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※２． 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※３． ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

（２）ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者
※歯科診療所は、加入できません。

（３）被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方（過去に勤務していた方を含みます。）
※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
- ②ご契約内容の変更手続（看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続）が不要です。
- ③付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ④過去に退職された看護職の方も対象となります。

（４）お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など
- ②争訟費用等
・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）

（５）保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為
- ⑦初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。
※初年度契約とは、平成16年４月１日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。
など

(6)ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括して付保するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
 ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
 ③事故発生時にはその看護職が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険期間 1 年・一時払・団体割引20%

型		K 1 型	K 2 型	K 3 型	K 4 型	K 5 型	K 6 型	K 7 型
保険金額	1 事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	10,000万円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	15,000万円	21,000万円	30,000万円
保険料	診療所（1 診療所あたり）	1,140円	2,750円	3,890円	5,920円	6,540円	6,990円	7,680円
	病院 （1 ベッドあたり）	一般・療養病床	187円	454円	641円	976円	1,078円	1,267円
		精神病床	1円	3円	4円	6円	7円	8円
		結核・その他病床	2円	5円	7円	10円	11円	13円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

●医療従事者賠償責任保険（包括契約）

医療従事者（※）の方の下欄記載の法律に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

（※）診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士をいいます。

（１）保険の概要

医療従事者（診療放射線技師（診療エックス線技師）・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士）の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

- （１）診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）
- （２）臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）
- （３）理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- （４）視能訓練士法（昭和46年法律第64号）
- （５）言語聴覚士法（平成 9 年法律第132号）
- （６）臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）
- （７）義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- （８）栄養士法（昭和22年法律第245号）
- （９）歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- （10）歯科技工士法（昭和30年法律第168号）
- （11）精神保健福祉士法（昭和25年法律第123号）
- （12）薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- （13）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- （14）救急救命士法（平成 3 年法律第36号）

- ※ 1. 保険金をお支払対象の事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合（本来負担すべき責任の割合をいいます。）に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※ 2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※ 3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

（２）ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

（３）被保険者

保険証券記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方（過去に勤務していた方を含みます。）

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようなメリットがあります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②付保もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

（４）お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金（示談・和解による場合でも対象となります。）
 - ・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償など
- ②争訟費用等
 - ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような事故の場合は保険金が支払われませんのでご注意ください。

- ① 保険契約者・被保険者の故意
- ② 前記法律に違反して行った業務
- ③ 戦争・変乱・暴動・労働争議
- ④ 地震・噴火・津波・洪水などの天災
- ⑤ 特別な約定により加重された責任
- ⑥ 海外での医療行為
- ⑦ 初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合
※初年度契約とは、平成16年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。
など

(6) ご加入にあたってのご注意

- ① ご勤務される医療従事者の方を一括して付保するため、一部の医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。
- ② 保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③ 事故発生時にはその医療従事者が貴病院（診療所）に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

保険期間 1 年・一時払・団体割引20%

型		J 1 型	J 2 型	J 3 型	J 4 型	J 5 型	J 6 型	J 7 型
保険金額	1 事故	100万円	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	7,000万円	1億円
	期間中	300万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	2.1億円	3億円
保険料	一般診療所（1 施設あたり）	62円	150円	211円	322円	358円	382円	419円
	病院契約 1 病床 あたり	一般・療養病床	37円	89円	125円	190円	210円	247円
		精神病床	4円	10円	13円	20円	22円	26円
		結核・その他病床	6円	14円	20円	30円	34円	39円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

●医療廃棄物排出者責任保険

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、所定の法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など、法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

(1) 保険の概要

○医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）、国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）に基づく措置命令（回収命令）（注1）・除去費用の求償（注2）を受けた場合に廃棄物の除去や汚染土壌の浄化にかかる費用（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）などを保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度に補償します。

○国内に不法投棄された場合で、次の要件をすべて満たした場合は、措置命令・除去費用の求償が出されなくても、措置命令・除去費用の求償を受けたものとみなして、医療機関の排出者責任の範囲内で保険金額（お支払いする保険金の限度額）を限度にお支払いします。（自己負担額を控除した額に損害てん補割合を乗じて得た額）

- ①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること。
- ②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること。
- ③投棄された場所の投棄廃棄物の全数量が同時に除去されることが明確であること。

（注1）措置命令とは廃棄物処理法に基づき、不法投棄者または排出者に対し都道府県知事が出す原状回復命令をいいます。

（注2）除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県自らが除去したうえでその費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

(2) 補償地域（保険の対象となる地域）

日本国内とします。

ただし、海外に不法投棄され日本国政府より措置命令を受けた場合は、投棄された国を問いません。

(3) 被保険者

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

(4) お支払いする保険金

- ①廃棄物処理法・国内バーゼル法による措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ②投棄廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）

※上記①②については、複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当の範囲内の損害が対象となります。

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

- ①被保険者が不法投棄した、または不法投棄されることを認識しながら処理を委託した廃棄物に起因する事故
- ②被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
- ③被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ④被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ⑤不動産価格の下落
- ⑥廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊
- ⑦被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する賠償責任 など

保険期間 1 年・一時払・団体割引 20%

型		Y 1 型	Y 2 型	Y 3 型
保険金額：1 事故・期間中 (自己負担額 なし)		5,000 万円	1 億円	3 億円
損害てん補割合		90%	90%	90%
診療所 (1 診療所あたり)	無床診療所	7,320 円	8,020 円	9,140 円
	有床診療所	10,030 円	10,990 円	12,530 円
病 院 (1 ベッドあたり)	一般・療養・結核病床	900 円	990 円	1,130 円
	精神病床	240 円	260 円	300 円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

●雇用慣行賠償責任保険

医療施設の開設者等が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求に対し、開設者等が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償する保険です。

(1) 保険の概要

被保険者が行った雇用差別、不当解雇、セクシャルハラスメントに起因した損害賠償請求(※)に対し被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

(※)被保険者の役員、従業員、就労希望者または医療の対象者(患者)よりなされた損害賠償請求にかぎりません。医療の対象者(患者)については、セクシャルハラスメントに起因する損害賠償請求のみ補償します。

(2) ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者

(3) 被保険者

- ①医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院）の開設者
- ②記名被保険者の役員、理事長
- ③記名被保険者の従業員（パートタイム労働者、アルバイト等を含みます。）

(4) 補償地域（保険の対象となる地域）

日本国内のみ

(5) お支払いする保険金

- ①法律上の損害賠償金
慰謝料、休業補償、法律上賠償すべき差額賃金 など
- ②争訟費用等（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）
訴訟費用、弁護士報酬 など

(6) 保険金をお支払いしない主な場合

- ①労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産等に起因する損害賠償請求
- ②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求
- ④セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求
- ⑤保険証券記載の遡及日※より前に行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求
- ⑥保険証券記載の遡及日※より前に被保険者に対して提起されていた訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑦保険契約の開始日において、損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合
- ⑧労働者災害補償保険法等により被保険者が負担する賠償責任
- ⑨民事または刑事上の罰金、懲罰的賠償金
- ⑩日本国外でなされた損害賠償請求
- ⑪契約上加重された賠償責任

など

※「保険証券記載の遡及日」とは、通常初年度契約の契約始期日となります。

用語の解説

- ①解雇：解雇が実際に行われていること ※雇用期間満了・退職は対象外
- ②差別：以下をみたすものをいいます。
 - ・差別内容が明確になっていること ※「上司に気に入られていない」といった理由によるものは対象外
 - ・差別による「雇用行為」が行われていること ※差別による「精神的苦痛」は対象外
 - ・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること
- ③セクハラ：以下を満たすものをいいます。
 - ・役員、従業員、医療の対象者（患者）に対して「セクハラ」行為が行われたこと
※取引先におけるセクハラ行為は対象外
 - ・直接のセクハラ行為者以外の被保険者に対して賠償請求がなされていること
 - ・就労希望者の場合は、使用者（記名被保険者）の採用意思が明らかであること

【保険金額】

契約型コード	Z 1
保険金額（1 事故・期間中）	1,000万円
損害てん補割合	90%
自己負担額	50万円

【保険料】

保険期間 1 年・一時払・団体割引20%

保険料計算式		
診療所	一般医院、診療所（1 診療所につき）	16,000円
病院契約	一般・療養病床（99床以下 1 ベッドにつき）	$2,424円 \times 病床数 \times (1 - 20\%)$
	一般・療養病床（100～199床以下 1 ベッドにつき）	$(2,016円 \times 病床数 + 40,436円) \times (1 - 20\%)$
	一般・療養病床（200～299床以下 1 ベッドにつき）	$(1,175円 \times 病床数 + 207,615円) \times (1 - 20\%)$
	一般・療養病床（300～499床以下 1 ベッドにつき）	$(739円 \times 病床数 + 338,009円) \times (1 - 20\%)$
	一般・療養病床（500床以上 1 ベッドにつき）	$(401円 \times 病床数 + 507,040円) \times (1 - 20\%)$
	精神病床（1 ベッドにつき）	$762円 \times 病床数 \times (1 - 20\%)$
	結核病床（1 ベッドにつき）	$591円 \times 病床数 \times (1 - 20\%)$

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設の定員数は「結核その他病床」、介護医療院の定員数は「療養病床」のベッド数とみなします。

ご注意

雇用慣行賠償責任保険の保険料は、10円単位となりますので、保険料計算式にて算出された最終保険料は、1円単位を四捨五入してください。

●医療機関受託者賠償責任保険

患者さんから預かった身の回り品などを保管している間に、不注意による財物の損壊などによって返還できなくなり、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(1)医療機関受託者賠償責任保険の概要

病院・診療所等の医療機関が患者から預かった受託物（身の回りのもの）を医療施設内で保管している間、または、保管の目的で施設外で管理している間に、火災、盗難、漏水、取扱い上の不注意等により、患者に返還できなくなった場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（自己負担額を控除した額）を保険金額（お支払いする保険金の限度額）の範囲内で補償します。

(2)ご加入いただける方

医療施設（一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設・介護医療院）の開設者

(3)お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金

・受託物の修理費

・再調達費用（同等の物を新たに購入するために必要な費用）

※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

②争訟費用等（損保ジャパン日本興亜の事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など）

(4)保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合、保険金のお支払いの対象となりません。

①被保険者の故意による損害

②暴動、地震、洪水等の異常災害による損害

③被保険者、同居の親族、使用人が行いまたは加担した盗難・詐欺による損害

④現金、貴重品、美術品、有価証券、稿本、宝石、骨董品、設計書などの損害

⑤受託物の自然の消耗が原因で生じた損害（虫食い、ねずみ食いなどの損害を含みます。）

⑥屋根、とい、扉、窓もしくは通風筒から入った雨・雪等による損害

⑦受託物を返還してから30日以上経過してから発見された損害

⑧紛失

⑨受託物を修理・加工したことにより生じた損害

など

保険期間1年・一時払・団体割引20%

型	診療所（一般）	病院（病床数により保険金額が異なります。）				
	X 1 型	X 2 型	X 3 型	X 4 型	X 5 型	X 6 型
病床数	—	99床以下	100～ 199床	200～ 299床	300～ 499床	500床以上
保険金額 （自己負担額5,000円）	50万円	100万円	100万円	200万円	200万円	300万円
保険料	4,620円	9,200円	13,120円	36,160円	37,600円	58,560円

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

※介護老人保健施設および介護医療院の定員数は「病院」のベッド数とみなします。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み：この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者：一般社団法人山形県医師会
- 保険期間：令和2年2月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：令和元年12月27日(金)まで
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：一般社団法人山形県医師会に所属する医療機関の開設者
- 被保険者：その医療機関の開設者
- お支払方法：診療所契約 ご指定の銀行口座から令和2年1月に引落としとなります。
病院契約 お申込受領後、山形県医師会協同組合から連絡しますので、ご送金ください。
- お手続方法：同封の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口までご送付ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から令和3年2月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、別途ご連絡します。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。)

- ①医師特約条項・・・被保険者(※1)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者(※2)が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に患者またはその遺族により損害賠償請求がなされた場合、患者またはその遺族に対して被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。また、医師とは医師法第2条に規定するところの医師をいい、診療放射線技師およびあんま、はり、きゅう、マッサージ師、柔道整復師等は含みません。
- (※1)「被保険者」とは、賠償責任を負担する者をいい、法人病院・法人診療所の場合はその医療施設の開設者である法人(一人医師医療法人を含みます。)、個人病院・個人診療所の場合はその医療施設の開設者である個人をいいます。
- (※2)「その使用人その他被保険者の業務の補助者」とは、被保険者以外の医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の、被保険者の指揮、監督下にある者をいいます。
- ◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

- ②医療施設特約条項・・・医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生した場合、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ①損害賠償請求期間延長担保追加条項・・・保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求を受けた場合にかぎりません。
- ②勤務医師包括担保追加条項・・・医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払の対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。
- ③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、患者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 ★保険期間中に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。 (注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 (注2)損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは平成16年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒ぎようまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など

医師賠償責任保険の概要（続き）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
建物等の使用・管理上、給食等による事故	被保険者が加入者証記載の医療施設（設備を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物（給食等）、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 など
刑事訴訟に関する弁護士費用または訴訟費用	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など	①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など (注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務（ご契約締結時における注意事項）

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書（病院契約のみ）、付属書類等の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書（病院契約のみ）、付属書類等の以下の項目をいいます。

- 被保険者欄（追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。）
- 過去の保険金支払状況

など

●通知義務（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書（病院契約のみ）、付属書類等の記載事項の変更
<例> 保険金額等ご契約内容を変更される場合

など

ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

- (※) 加入依頼書、医師賠償責任保険見積依頼書兼告知事項申告書（病院契約のみ）、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパン日本興亜に通知する必要はありません。）

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
■ご契約者（ご加入者）の住所などを変更される場合
- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4) 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

ご加入にあたってのご注意（続き）

- この保険契約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。申込者（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
- 既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。
継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎりです。
- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。（ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパン日本興亜で医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等（※）がある場合を除きます。）
（※）この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎりです。また医療事故以外の場合、保険期間中に発生した事故にかぎりです。
- 平成22年4月1日以降発生した事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険（特約）の賠償責任保険金をお支払いします。
 1. 被保険者（保険の補償を受けられる方）が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。
 2. 被保険者の指図により、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
 3. 相手の方が先取特権（他の債権者に優先して支払を受ける権利）を行使することにより、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
 4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。

*保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。
- 指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808 <通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパン日本興亜または取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
(※)損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

NO	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 など

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することがあります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110

受付時間：平日／午後5時～翌日午前9時

土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）／24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】 **有限会社カスミ山形**

〒990-2473 山形市松栄1-6-73 電話023-647-7667（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

【引受保険会社】 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社** 山形支店山形第二支社

〒990-0023 山形市松波1-1-1 電話023-623-7043（受付時間：平日 午前9時～午後5時）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。